

生徒・保護者の皆様へ

学校において予防すべき感染症について

学校においては、生徒が集団生活を送るため、感染症が発生した際に、生徒の学校生活に大きな影響を与える場合があります。

そのため、感染症の流行を予防することは、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒等が健康な状態で教育を受けるためにも重要です。

学校において予防すべき感染症（表1）については、学校保健安全法で感染症の種類、出席停止について定められており、欠席には該当しません。

下記の感染症に罹患した場合には、本校所定の「学校感染症に関する報告書」を医師に記入してもらい、受診の際にご持参下さい。

（HPの「保健室からのお知らせ」ページ内「学校感染症に罹患した際の報告書」よりダウンロードできます。）

出席停止の期間は、十分に休息をとり、療養に努めましょう。

学校において予防すべき感染症（表1）

	学校感染症の名称	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ	治癒するまで。
	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
第二種	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
	結核	病状により、学校医とその他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医とその他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢 腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症	病状により、学校医とその他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により、学校医とその他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
その他の感染症（必要があれば出席停止となりうる感染症） 溶連菌感染症・A型ウイルス肝炎・手足口病・ヘルパンギーナ・伝染性紅斑（りんご病） マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎・伝染性膿痂疹（とびひ）		

※出席停止期間「〇〇した後△日を経過するまで」の算定方法

例)「解熱した後2日を経過するまで」

月曜日に解熱した場合

火曜日（解熱後 1 日目）→水曜日（解熱後 2 日目）→木曜日に登校可能となります。